

市川市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会について

1 専門分科会の位置付け

市川市社会福祉審議会条例（抜粋）

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

2 地域福祉専門分科会の役割

・第2期市川市地域福祉計画（平成20年度～24年度）策定のため、平成19年度に地域福祉専門分科会が設置。

・平成19年には分科会内に「コミュニティ・ワーカーのあり方検討作業部会」が設置され、コミュニティ・ワーカーのあり方検討報告書が作成されている。

・以降、地域福祉専門分科会は計画策定に係る調査・審議を主目的に、常設されている。

3 重層的支援体制整備事業（地域づくり支援のための事業）の「検証の場」の検討

・令和5年7月から重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）を実施。

・当事業の開始に合わせ、本市独自のコミュニティワーカー事業は、重層事業の一部（地域づくり事業の1つの事業）の一環として実施し、国からの交付金を受ける事業となった。

・交付金を受けるに当たり、以下の「事業評価」を行う必要がある。

重層事業実施要綱抜粋（生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領）

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、**学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置する**などにより、当該年度における**本事業の実施状況について評価を行い**、補助金の実績報告の際にその内容について**厚生労働省に報告**すること。



**検証の場を「地域福祉専門分科会」とさせていただき、
令和6年3月に地域福祉専門分科会を開催し、事業の評価をお願いしたい。**